

仙台市退職校長会会則

(名称)

第1条 本会は仙台市退職校長会と称し、事務所を宮城教育振興会内（仙台市青葉区花京院 1-4-8-205）に置く。

(会員)

第2条 本会会員は、公立学校長の職にあった者で、原則として仙台市に居住する者とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、仙台市教育振興への寄与を目的とする。また、宮城県退職校長会の事業の推進に協力する。

(総会)

第4条 総会は年1回開催し、会則の変更及び予算・決算の承認並びにその他重要事項を審議する。

(理事会)

第5条 総会に次ぐ審議機関として、理事会を置く。

(1) 理事会は、第6条の役員により構成し、以下のことについて審議する。

- ①総会に提案する事項
- ②会則に基づく規程等の設置及びその改廃
- ③次期役員を選考
- ④その他の重要事項

(2) 理事会は、災害や感染拡大等で総会が開催できない場合、総会に代わるものとして予算・決算並びに次期役員承認等を議決することができる。

(3) 理事会は、会長が招集し主宰する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名
理事 若干名 監事 3名

第7条 役員は、理事会で選考し、総会の承認を得る。

2 役員任期は2年（改選年度の総会開催日から2年後の総会開催日まで）とし、重任は妨げない。

第8条 役員は次の職務に当たる。

(1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会の構成員としてその審議に参加し、本会の企画・運営にあたる。

(4) 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第9条 事務局は、理事の中から会長が委嘱する常任理事若干名をもって組織し、会長の命を受けて常時会務を処理する。

(顧問・参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会において推挙する。

(会計)

第11条 本会の会費は年額2,000円とする。ただし、95才以上の会員は名誉会員として会費は徴収しない。

第12条 本会の運用資金として必要に応じて基金を積み立てることができる。

2 運用資金の管理、運営については理事会において別にこれを定める。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 その他必要事項については、理事会において別に定める。

附 則

1. この会則は、昭和49年12月14日から施行する。

2. 昭和53年11月17日一部改正

3. 昭和57年4月27日一部改正

4. 平成5年4月17日一部改正

5. 平成6年4月22日一部改正

6. 平成9年4月26日一部改正

7. 平成13年5月12日一部改正

(同年4月1日より施行)

8. 平成17年5月28日一部改正

9. 平成19年5月19日一部改正

10. 平成27年5月24日一部改正

11. 平成28年5月15日一部改正

12. 令和7年5月11日一部改正